

協議第53号

情報公開の取扱いについて

情報公開の取扱いについて提出する。

平成16年5月11日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

情報公開の取扱いについて(合併協定項目番号:41)

- (1) 情報公開制度については、新町において矢部町の条例を参考に制定する。
- (2) 特別職の職員の資産公開については、新町において新たに制定する。

平成16年5月11日確認

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	総務	分科会名	情報
事務事業番号	41	事務事業名	情報公開制度

事務局報告年月日		平成 年 月 日
提出責任者	専門部会長	清和村 渡辺民雄
〃	分科会代表	矢部町 石原博文

調整方針	(1) 情報公開制度については、新町において矢部町の条例を参考に制定する。
重要度	(2) 特別職の職員の資産公開については、新町において新たに制定する。

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
条例制定	平成14年3月15日	平成14年12月13日	平成16年3月12日条例制定	<p>情報公開については、町が保有する情報の開示を請求する権利を保障し、従来にも増して行政事務の透明性を確保することで、住民参加によるまちづくりを推進し、地方自治の本旨にのっとり、公正で民主的な町政を実現することが重要である。</p> <p>平成13年4月1日から「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が施行されたことにより、新町においても情報公開制度を制定する必要がある。</p> <p>現在、情報公開制度を実施しているのは矢部町・清和村であるので、新町において矢部町の条例を参考に制定する。</p>
施行規則制定	平成14年6月19日			
条例及び施行規則施行	平成14年10月1日	平成15年4月1日	平成16年4月1日	
請求権者	矢部町に係る住民	清和村に係る住民	蘇陽町に係る住民	
手数料	徴収しない	徴収しない	徴収しない	
写しの作成	白黒 A3まで 1面 100円 カラーA3まで 1面 1000円	白黒 A4 1枚 30円 カラーコピー 1枚 400円	白黒 1枚 200円 カラーコピー 1枚 400円	
写しの送付	郵送 実費	請求者が実費負担	請求者が実費負担	
不開示情報	1. 法令秘情報 2. 個人に関する情報 3. 事業活動情報 4. 公共安全等に関する情報 5. 審議、検討又は協議に関する情報 6. 行政運営情報 7. 任意提供情報	1. 法令秘情報 2. 個人に関する情報 3. 事業活動情報 4. 公共安全等に関する情報 5. 審議、検討又は協議に関する情報 6. 行政運営情報	1. 法令秘情報 2. 個人に関する情報 3. 事業活動情報 4. 公共安全等に関する情報 5. 審議、検討又は協議に関する情報 6. 行政運営情報	
出資等法人	開示に関し必要な措置を講ずるよう努める	開示に関し必要な措置を講ずるよう努める	町の施策に準じた措置を講ずるよう努める	
情報公開審査会	上益城広域連合に郡内で共同設置	上益城広域連合に郡内で共同設置	蘇陽町情報公開審査会	
その他	・政治倫理の確立のための矢部町長の資産等の公開に関する条例（平成7年12月25日） ・矢部町長の資産等の公開に関する規則（平成7年12月25日）	・政治倫理の確立のための清和村長の資産等の公開に関する条例（平成7年12月25日） ・清和村長の資産等の公開に関する規則（平成7年12月25日）	・政治倫理の確立のための蘇陽町長の資産等の公開に関する条例（平成7年12月25日） ・蘇陽町長の資産等の公開に関する規則（平成7年12月25日）	政治倫理の確立のための資産公開3町村同一である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(抄)

(目的)

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第2条 省略

(開示請求)

第3条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第1項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

第4条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- 2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- 八 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
 - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当該者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不正に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第6条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の

部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとみと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第9条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第10条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつ日から30日以内にならなければならない。ただし、第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該機関に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第11条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

(地方公共団体の情報公開)

第41条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とする。

(第2条から省略)

(地方公共団体における資産等の公開)

第7条 都道府県及び地方自治(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の議会の議員並びに都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。)の資産等の公開については、平成7年12月31日までに、条例の定めるところにより、この法律の規定に基づく国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、町が保有する公文書の開示を請求する町民の権利及び町の情報公開の責務につき定めることにより、町政の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次に各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）実施期間 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

（2）公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ）であって、決裁又は供覧その他これに準ずる手続きを終了し、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（3）公文書の開示 実施機関が、この条例の規定により、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、第 5 条に規定するものの公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公文書の開示を請求するものの責務）

第 4 条 公文書の開示を請求するものは、この条例の目的に即して、その権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第 2 章 公文書の開示

（公文書の開示を請求できるもの）

第 5 条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の開示（第 5 号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書に限る。）を請求することができる。ただし、未成年者にあつては、その法定代理人の同意を得なければならない。

（1）本町の区域内に住所を有する者

（2）本町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（3）本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

（4）本町の区域内に存する学校に在学する者

（5）前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

（開示請求の手續）

第 6 条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を開示請求に係る公文書を保有している実施機関に提出してしなければならない。

（1）開示請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

（2）開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

（3）前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が規則で定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、公文書の開示を請求したもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規程により、開示することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する部分を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規程により、何人でも閲覧することができるとされている情報
 - イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表を目的としているもの
 - ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - エ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ）である場合において、その情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、開示することが必要であると認められる情報。
 - イ 人の生活又は財産を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げる情報のほか、これらに準ずるものとして開示することが公益上必要であると認められる情報
- (4) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報
- (5) 本町の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 本町の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本町又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 本町又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該個人又は法人等の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、開示請求者に対し、当該不開示部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第1項に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、速やかに、開示請求者に対し、その旨(一部を開示する決定をしたときは、その理由を含む。)及び開示に必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(開示請求に係る公文書を保有していないとき及び開示請求に係る文書が公文書以外の文書であるとき並びに前条の規定により開示請求を拒否するときを含む。)は、その旨を決定し、速やかに、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示をしない旨の決定をした場合において、当該公文書の全部を開示しないこと又は一部を除いて開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を第1項又は前項の規定による通知書に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の規定による決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、開示請求者に対し、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該開示請求書がその事務所に到達した日から起算して45日を限度として、当該理由の困難の程度に応じ同項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期間の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由並びに残りの公文書について開示決定等をする期限を書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第14条 開示請求に係る公文書に本町及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、実施機関は、開示決定等をするに当たって、次項の規定に該当するときを除き、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定等に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号ウ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められると

き。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意志を表示した意見書を提出した場合において、当該公文書を開示するときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 実施機関は、第11条第1項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、当該開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

2 公文書の開示は、第11条第1項に規定する通知により実施機関が指定する日時及び場所において行う。

3 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、開示請求に係る公文書の開示をすることにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、第8条の規定により公文書の部分開示をするときその他相当の理由があるときは、文書、図画又は写真についてはその複写したものの閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録についてはこれらに準ずる方法として実施機関が定める方法により行うことができる。

(費用負担)

第16条 開示請求に係る公文書の閲覧の手数料は、無料とする。

2 前条第3項の規定により公文書又はこれを複写したものの写しの交付(同項の実施機関が定める方法を含む。)を受けるものは、当該写しの作成及び送付(これらに準ずるものとして実施機関が定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。

第3章 不服申立て

(不服申立て)

第17条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、速やかに、矢部町情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について、第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人であるときを除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人であるときを除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示する旨の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定。

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意志を表示している場合に限る。)

(矢部町情報公開審査会)

第 2 0 条 第 1 7 条第 1 項に規定する諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、矢部町情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する審議のほか、実施機関の諮問に応じ町の情報公開制度に関する重要な事項について審議し、実施機関に答申するものとする。
- 3 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 4 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 5 委員は、公文書の開示に関し、公正な判断をなし得る識見を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限)

第 2 1 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 2 2 条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に対し、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 2 3 条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧)

第 2 4 条 不服申立人等は、審査会に対し、第 2 1 条第 4 項又は前条の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧を求めた当該不服申立人等以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒んではならない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第 2 5 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第 4 章 補則

(他の制度等との調整)

第 2 6 条 この条例は、他の法令等の規定により、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。

(公文書の管理等)

第 27 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成するとともに、公文書の開示を請求しようとするものが容易かつ的確に請求できるよう適切な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 28 条 実施機関は、情報公開の総合的な推進を図るため、この条例の規定による公文書の開示を行うとともに、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第 29 条 町長は、毎年度 1 回、この条例に基づく各実施機関における公文書の開示の実施状況について、公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第 30 条 町が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この趣旨ののっとり、その保有する情報の開示に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(委任)

第 31 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

(暫定措置)

2 第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、矢部町情報公開審査会を置かないものとし、第 3 章に規定する不服申立てに関する事務について、上益城情報公開及び個人情報保護審査会設置条例(平成 14 年上益城広域連合条例第 1 号)第 1 条の規定により設置する上益城情報公開及び個人情報保護審査会において処理する。この場合において、第 17 条第 1 項及び第 20 条第 1 項中「矢部町情報公開審査会」とあるのは「上益城情報公開及び個人情報保護審査会」と、第 20 条第 4 項中「審査会が必要があると認めたときは」とあるのは「第 2 項に規定する町の情報公開制度に関する重要な事項の審議に係る会議については」と、同条第 5 項中「公文書の開示に関し、公正な判断をなし得る識見」とあるのは「識見」と、「町長が委嘱」とあるのは「広域連合長が任命」と読み替えるものとする。